

新成人の皆さんへ、20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度で、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（就業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続き等については
町役場または年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 電話(08668)31123600
鏡野町住民税務課 年金係 電話(08668)54120085

農業者年金について

農業に従事されている方は誰でも加入できます！

～若い農業者の皆さんへ、政策支援加入（保険料の国庫補助）で将来の安心を！～

保険料の国庫補助対象者と補助額			
区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たすもので、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

農業者年金は、60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であっても**年間60日以上農業に従事している方**であれば誰でも加入できます。

政策支援は、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、次の条件を満たせば受けられます。

- ①39歳までに加入
- ②農業所得が900万円以下
- ③認定農業者で青色申告者等(左表)

※国庫補助額は月額保険料月額2万円 で固定に対する補助額(割合)です。
※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)または通常の保険料への変更が必要です。

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

ホームページ
<http://www.nounen.go.jp/>



お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

電話 (03) 3502-3199 (相談員)

FAX (03) 3502-3942 (企画調整室)